

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

令和五年埼玉県告示第千三百九十八号（測量法に基づく公共測量の実施）の一部を次のように改正する。

令和六年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

第四号中「令和五年十月二十六日から令和六年二月二十九日」を「令和五年十月二十六日から令和六年九月三十日」に改正する。